

九州吹奏楽コンクール実施規定

第1章 総 則

第1条 本大会は、九州吹奏楽連盟・九州中学校吹奏楽連盟・九州高等学校吹奏楽連盟・九州大学吹奏楽連盟・九州一般吹奏楽連盟、及び朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 本大会は、全日本吹奏楽連盟主催、全日本吹奏楽コンクール予選を兼ねる。

第3条 本大会は、本連盟所属各県吹奏楽コンクールにおいて代表として推薦された団体が参加する。

第4条 第3条における本連盟所属支部は次のとおりとする。

北九州支部	筑豊支部	福岡支部	佐賀支部	長崎支部
熊本支部	鹿児島支部	宮崎支部	大分支部	沖縄支部

第5条 第3条における各部門推薦団体数は、別に定める推薦に関する細則に従い、前年度までの理事会で決定する。

第6条 本大会の実施期日・会場及び主管支部は、前年度までの理事会で決定する。

第7条 本規定に明記されていない事項については、全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

第2章 実施部門及び参加人員

第8条 実施部門は次のとおりとする。

(1) 中学生の部 (2) 高等学校の部 (3) 大学の部 (4) 職場・一般の部

第9条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

実施部門	演奏人員	登録人員
中学生	50名以内	演奏人員＋5名以内
高等学校	55名以内	演奏人員＋5名以内
大 学	55名以内	演奏人員＋5名以内
職場・一般	65名以内	演奏人員＋5名以内

(2) 各部門の推薦団体は本大会の参加申込時に登録者名簿を提出すること。ただし、県・支部の吹奏楽コンクールの登録人員を超過することはできない。

(3) 指揮者は演奏人員及び登録人員に含まない。

第3章 参 加 資 格

第10条 各部門の参加資格者は次のとおりとする。なお、いずれも本連盟所属支部の吹奏楽コンクール代表者（責任者）会議までに加盟手続きを完了した団体に所属していなければならない。

(1) 中学生の部

参加形態は以下のとおりとする。なお、部員不足により、学校単位で参加できなくなる中学生に参加の機会を広げる趣旨で、合同バンドや地域バンド等の参加を認める。

① 単独校

構成メンバーは中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、又は同一団体内の小学生の参加は認める。）

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人又は団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

(2) 高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(3) 大学の部

構成メンバーは同一の大学(大学院)、及び高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第11条 同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。また、同一人が全部門・全パートを通じ、各県・各支部の吹奏楽コンクールから同一団体で出場すること。

(2) 第9条2項で登録された者以外が演奏者となることは認めない。また、一度登録したものを変更することは認めない。

第12条 登録者が法定伝染病・事故等により出場できないときは、第11条1項及び2項にかかわらず、理事長の承認を得て登録者を変更することを認める。

第13条 指揮者の資格については制限しない。ただし、同一部門において指揮できるのは1団体とする。

第14条 参加団体の資格に疑義があるときはその団体を調査し、出場停止又は入賞等を取り消すことができる。

第4章 課題曲・自由曲及び演奏時間

第15条 参加団体は県・支部の吹奏楽コンクールで用いた課題曲・自由曲を演奏する。

第16条 課題曲は全日本吹奏楽連盟が指定したものとする。

第17条 課題曲はスコアに指定された編成で、楽譜どおりに演奏すること

第18条 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。

第19条 自由曲での歌声については、スキャット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

第20条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第21条 課題曲・自由曲とも同一の演奏者で演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第22条 課題曲・自由曲とも同一の指揮者で演奏しなければならない。

第23条 演奏時間は課題曲・自由曲を含めて12分以内とする。演奏時間とは課題曲の開始から自由曲の終了までをいう。

第5章 出演順・審査及び表彰

第24条 出演順は、前年度の理事会において決定する。

第25条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。

第26条 審査員の数、原則として7名とする。

第27条 審査方法は、理事会の定める九州吹奏楽コンクール審査内規によるものとする。

第28条 第9条に規定している演奏人員を超過した場合、若しくは第23条に規定している演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第29条 表彰は部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

第30条 全日本吹奏楽コンクールへの各部門推薦団体数は、全日本吹奏楽コンクール実施規定により決定する。

第6章 補 則

第31条 本規定は昭和62年4月1日から実施する。

第32条 “ 昭和63年4月1日 ”

第33条 “ 平成元年4月1日 ”

第34条 “ 平成7年5月7日 ”

第35条 “ 平成11年5月8日 ”

第36条 “ 平成12年4月30日 ”

第37条 “ 平成14年4月28日 ”

第38条 “ 平成15年2月23日 ”

第39条 “ 平成17年4月30日 ”

第40条 “ 平成20年2月23日 ”

第41条 “ 平成21年9月26日 ”

第42条 “ 平成25年6月15日 ”

第43条 “ 平成26年6月14日 ”

第44条 “ 令和元年6月23日 ”

第45条 “ 令和5年3月11日 ”

第46条 “ 令和6年3月23日 ”

《九州吹奏楽コンクールへの推薦に関する細則》

九州吹奏楽コンクール実施規定第5条により、九州吹奏楽コンクールへの推薦に関する細則を次のとおり定める。

第1条 本大会への推薦団体数を次のとおりとする。

- 1 各部門の出場総数の基礎数を以下のとおりとする。

ア	中学生	28	イ	高等学校	28	ウ	大学	10	エ	職場・一般	22
---	-----	----	---	------	----	---	----	----	---	-------	----

- 2 各県からの推薦数は、前年度の各県吹奏楽コンクールのAパート参加団体数の比例配分で決定する。

$\text{配分数} = \left(\frac{\text{その県のAパートの参加団体数} \times \text{出場総数の基礎数}}{\text{各県吹奏楽コンクールAパートの参加団体総数}} \right)$

- 3 第2項により算出された配分数の小数以下を切り捨て、その整数部分を推薦数とする。

- 4 各県吹奏楽コンクールからの推薦団体の最低数を次のとおりとする。

ア	中学生・高等学校	各2	イ	大学、職場・一般	各1
---	----------	----	---	----------	----

- 5 第3・4項により算出された推薦団体の総数が第1項の基礎数に満たない場合は、基礎数に達するまで、配分数の小数以下が最も1に近い県吹奏楽連盟から1団体ずつ追加する。

第2条 推薦団体の本連盟事務局への申込締切日は、前年度末までの理事会で決定する。

第3条 推薦団体が第2条の申込締切日に遅れた場合は、出場を辞退したものとする。

第4条 推薦団体が出場を辞退する場合は、直ちに所属支部長を通して本連盟理事長宛に辞退届を提出しなければならない。

第5条 推薦団体が出場を辞退した場合でも、繰上げ推薦は認めない。

《九州吹奏楽コンクール審査内規》

九州吹奏楽コンクール実施規定第27条により、九州吹奏楽コンクールの審査及び判定に関する内規を次のとおり定める。

第1条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第2条 課題曲と自由曲の採点比率を 5 : 5 とする。

第3条 評価方法は絶対評価とし、課題曲と自由曲のそれぞれについて8段階で評価する。

第4条 課題曲と自由曲の採点を合計し、総合評価の基とする。ただし、それぞれの最高・最低点を除く。(上下カット)

第5条 合計点から下記の表に基づいて、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを決定する。

全部門		
100点～80点	金賞	
79点～50点	銀賞	
49点～30点	銅賞	

第6条 全日本吹奏楽コンクールへの推薦は、合計点の上位から決定する。ただし、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第7条 出場団体の責任者に対し、当該部門全団体の評価を、審査員名をふせて公表する。